

## 令和3年関川村議会4月（第4回）臨時会議会議録（第1号）

### ○議事日程

令和3年4月23日（金曜日） 午前10時 開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
  - 第 2 諸般の報告
  - 第 3 報告第 1号 令和2年度関川村一般会計繰越明許費に係る繰越額の報告について
  - 第 4 報告第 2号 専決処分の報告について（令和2年度関川村一般会計補正予算（第12号））
  - 第 5 報告第 3号 専決処分の報告について（令和2年度関川村国民健康保険事業特別会計補正予算（第6号））
  - 第 6 報告第 4号 専決処分の報告について（令和2年度関川村国民健康保険関川診療所特別会計補正予算（第4号））
  - 第 7 報告第 5号 専決処分の報告について（損害賠償の額の決定）
  - 第 8 議案第33号 関川村固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例
  - 第 9 議案第34号 関川村税条例の一部を改正する条例
  - 第10 議案第35号 関川村国民健康保険税条例の一部を改正する条例
  - 第11 議案第36号 関川村国民健康保険条例の一部を改正する条例
  - 第12 議案第37号 関川村介護保険条例の一部を改正する条例
  - 第13 議案第38号 令和3年度関川村一般会計補正予算（第1号）
  - 第14 議案第39号 令和3年度関川村国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
  - 第15 議案第40号 令和3年度関川村国民健康保険関川診療所特別会計補正予算（第1号）
- 

### ○本日の会議に付した事件

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 諸般の報告
- 第 3 報告第 1号 令和2年度関川村一般会計繰越明許費に係る繰越額の報告について
- 第 4 報告第 2号 専決処分の報告について（令和2年度関川村一般会計補正予算（第12号））
- 第 5 報告第 3号 専決処分の報告について（令和2年度関川村国民健康保険事業特別会計補正予算（第6号））
- 第 6 報告第 4号 専決処分の報告について（令和2年度関川村国民健康保険関川診療所特別

会計補正予算（第4号）

- 第 7 報告第 5号 専決処分の報告について（損害賠償の額の決定）  
第 8 議案第 33号 関川村固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例  
第 9 議案第 34号 関川村税条例の一部を改正する条例  
第 10 議案第 35号 関川村国民健康保険税条例の一部を改正する条例  
第 11 議案第 36号 関川村国民健康保険条例の一部を改正する条例  
第 12 議案第 37号 関川村介護保険条例の一部を改正する条例  
第 13 議案第 38号 令和3年度関川村一般会計補正予算（第1号）  
第 14 議案第 39号 令和3年度関川村国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）  
第 15 議案第 40号 令和3年度関川村国民健康保険関川診療所特別会計補正予算（第1号）
- 

○出席議員（10名）

1番	渡	邊	秀	雄	君	2番	近	壽	太	郎	君
3番	鈴	木	紀	夫	君	4番	伊	藤	敏	哉	君
5番	小	澤		仁	君	6番	加	藤	和	泰	君
7番	高	橋	正	之	君	8番	平	田		広	君
9番	伝		信	男	君	10番	菅	原		修	君

---

○欠席議員（なし）

---

○地方自治法第121条の規定により出席した者

村	長	加	藤	弘	君							
副	村	長	角	幸	治	君						
教	育	長	佐	藤	修	一	君					
総	務	政	策	課	長	野	本	誠	君			
住	民	税	務	課	長	渡	邊	浩	一	君		
健	康	福	祉	課	長	佐	藤	充	代	君		
農	林	課	長	富	樫	吉	栄	君				
建	設	課	長	河	内	信	幸	君				
教	育	課	長	渡	邊	隆	久	君				
健	康	福	祉	課	参	事	佐	藤	恵	子	君	
観	光	地	域	政	策	室	長	大	島	祐	治	君

---

○事務局職員出席者

事 務 局 長	熊 谷 吉 則
主 幹	渡 辺 め ぐ 美

午前10時00分 開 会

○議長（渡邊秀雄君） ただいまの出席議員は10名です。定足数に達していますので、これより令和3年関川村議会4月（第4回）臨時会議を開会します。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

議事進行によろしくご協力をお願いします。

例規集等の閲覧のため、議員及び執行部の皆さんのみに、議場におけるタブレット端末等の使用を許可します。

---

日程第1、会議録署名議員の指名

○議長（渡邊秀雄君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会議の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、9番、伝 信男さん、10番、菅原 修さんを指名します。

---

日程第2、諸般の報告

○議長（渡邊秀雄君） 日程第2、諸般の報告を行います。

地方自治法第199条第9項の規定により、定例監査の結果報告書及び地方自治法第235条の2第3項の規定により、令和3年2月分の例月出納検査の結果報告書が提出されています。議員控室に保管していますので、ご覧ください。

以上で諸般の報告を終わります。

---

日程第3、報告第1号 令和2年度関川村一般会計繰越明許費に係る繰越額の報告について

○議長（渡邊秀雄君） 日程第3、報告第1号 令和2年度関川村一般会計繰越明許費に係る繰越額の報告についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。村長。

○村長（加藤 弘君） おはようございます。

本日、臨時議会をお願いいたしましたところ、議員の皆様にはお忙しい中、ご出席をいただきましてありがとうございます。

全国で猛威を振るっております新型コロナウイルスは、県内でも感染が拡大をしており、とりわけ感染拡大が懸念されます新潟市におきましては、飲食店への時短営業の要請が行われたところでございます。

村としましては、改めて感染防止対策の徹底を村民の皆様には呼びかけるとともに、村内施設の感

染症対策につきまして、さらに充実させていきたいと考えております。

また、コロナ禍によりまして村内経済、特に温泉旅館や飲食店などが大きな打撃を受けております。村としまして、国や県の施策に加えまして、村の実情に応じた形で経済対策を講じてまいりたいと考えております。

後ほどご提案いたします一般会計補正予算に、これらの事業を盛り込んでおりますので、慎重にご審議いただき、ご賛同いただきますようお願いを申し上げます。

それでは、最初にお諮りをいたします報告第1号でございますが、令和2年度の関川村一般会計繰越明許費に係る繰越額の報告についてであります。令和2年度予算のうち、令和3年度に繰り越して執行するものについて、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき報告するものであります。

具体的な内容について、総務政策課長に説明させます。

○議長（渡邊秀雄君） 総務政策課長。

○総務政策課長（野本 誠君） それでは、令和2年度関川村一般会計繰越明許費繰越計算書をご覧いただきたいと思っております。

3月議会でお認めいただきました第11号の補正予算、その際にもご説明をさせていただきました。その後、2項目ほど追加させていただいております。そして修正ということで、金額の増額をさせていただいたところが3つほどございます。あわせまして、一部繰り返しになりますけれども、上から順番に説明をさせていただきたいと思っております。

2款総務費、戸籍住民基本台帳事務費、システム改修の関係でございまして、638万円の繰越してございます。

3款民生費、これが追加でございます。心身障害者福祉対策費、自立支援給付システムの改修ということで、154万円の繰越しです。

4款衛生費、これは金額を増額させていただきました。新型コロナウイルスワクチン接種事業費、433万8,000円増額いたしまして、5,053万8,000円の繰越しでございます。

5款農林水産業費、女川の圃場整備です。4,040万円。

6款の商工労働費、これは4つの事業がございますけれども、上の2つが金額を増額させていただきました。商工業振興費、デリバリーランチの補助金でございます。40万円増やさせてもらって300万円の繰越し。観光振興費、これは温泉宿泊支援事業のものでございまして、340万円増額いたしまして400万円の繰越しでございます。観光施設整備費、健康増進施設の関係でございます。1億6,100万円。道の駅周辺整備事業費、1億2,700万円。

7款土木費、道路橋梁維持費でございます。土沢橋の補修の関係で6,250万円。

それから8款消防費、こちらが追加でございます。施設整備費、消防の積載車の購入でございま

して、地区といたしましては上川口、蔵田島地区でございます。420万円。

それから9款教育費、事業が2つ、小学校費と中学校費がございます。それぞれ82万円でございますが、いずれもコロナ対策の関係で需用費、備品の購入でございます。

以上、合わせまして、翌年度への繰越しということで、4億6,219万8,000円計算したということでございます。

説明は以上でございます。

○議長（渡邊秀雄君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） 質疑なしと認めます。これで報告を終わります。

---

日程第4、報告第2号 専決処分の報告について（令和2年度関川村一般会計補正予算（第12号））

○議長（渡邊秀雄君） 日程第4、報告第2号 専決処分の報告について（令和2年度関川村一般会計補正予算（第12号））を議題とします。

提案理由の説明を求めます。村長。

○村長（加藤 弘君） 報告第2号 専決処分の報告について（令和2年度関川村一般会計補正予算（第12号））は、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分をしましたので、同条第2項の規定に基づき報告するものでございます。

具体的な内容について、総務政策課長に説明させます。

○議長（渡邊秀雄君） 総務政策課長。

○総務政策課長（野本 誠君） それでは、第12号の補正予算をご覧いただきたいと思っております。

まず第1条で、5,000万円を減額いたしまして、予算総額58億6,530万円とするということです。

それから、第2条では繰越明許費の補正ということでございます。

7ページをご覧いただきます。7ページ、第2表繰越明許費補正でございます。これは、先ほど報告第1号でご説明を申し上げました追加と変更の分でございます。

それから、8ページから歳入でございます。決算を迎えるに当たりまして、最後の補正ということで事業費の確定、または実績に基づく補正でございます。

歳入、15ページをお願いいたします。

18款繰入金、基金の繰入金でございます。令和2年度の当初予算では2億3,000万円ほど繰り入れる予算編成となっておりましたが、なるべく基金は崩さずに戻すということにいたしまして、ここに計上されていますとおり5,123万1,000円の繰入れのみにするというようにさせていただきます。

した。

財政調整基金につきましても、全部崩さずに戻すということにさせていただきました。

それから、16ページからは歳出でございます。ほとんどが不用残の減額となっておりますが、一部増額補正をさせていただいておりますので、説明をさせていただきます。

まず16ページ、2款総務費1項総務管理費でございます。24節の積立金でございます。むらづくり総合対策基金管理費に3,000万円を積み立てるというものでございます。

それから17ページをお願いいたします。3項戸籍住民基本台帳費ということで、委託料でございますが、個人番号カード関連事務委託料43万4,000円。

それから3款民生費でございます。こちらのほうも、24節積立金に、社会福祉総合対策基金管理費ということで3,000万円計上しております。

19ページをお願いいたします。

4款衛生費でございます。19ページ、20ページにまたがっておりますけれども、新型コロナウイルスワクチン接種事業費の関係で、需用費で50万円、委託料で健康管理システム改修委託料として44万円、それぞれ計上をしております。

それから21ページでございます。

5款農林水産業費2項林業費でございます。森林環境基金管理費ということで、積立金293万8,000円でございます。

その後以下は減額補正ですので、説明を省略させていただきます。

説明は以上でございます。

○議長（渡邊秀雄君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。9番、伝 信男さん。

○9番（伝 信男君） 9番、伝です。

15ページの基金繰入金、これで予算計上したときよりは5,000万円ほど戻したというあれなんですけれども、何か今まで計画していた、その時点で計画していた事業を中止したのか、それともどういう形で節約して基金へ戻したのか、その辺をちょっと聞かせてもらえますか。

○議長（渡邊秀雄君） 総務政策課長。

○総務政策課長（野本 誠君） ただいまのご質問でございますが、事業を取りやめたとかそういうことではございません。最終的に令和2年度を振り返りますと、地方交付税のほうも思ったよりも交付されたということもございまして、大きな災害もなく過ごせたということでございまして、財源を使わないで済んだものがございまして、それらを基金に、後年度のために積んでおくという趣旨で戻したものでございます。

○議長（渡邊秀雄君） 4番、伊藤敏哉さん。

○4番（伊藤敏哉君） 16ページの18節負担金補助及び交付金のところの11番交通機関対策費の補助金の3番地域公共交通活性化協議会補助金で678万6,000円減額となっておりますが、金額も大きいわけですが、どのような中身か教えてください。

○議長（渡邊秀雄君） 観光地域政策室長。

○観光地域政策室長（大島祐治君） 今ほどのご質問でございますが、地域公共交通活性化協議会のほうに支出させていただいた補助金につきましては、デマンド交通の運行費を含む形で一括で支出をさせていただいた補助金でございます。運行の回数に応じた支払いとなるものですから、運行回数が少なくなりまして、この額、協議会から戻してもらおう形となりまして、補助金の支出がなくなったということでの補正でございます。

なお、不用残があまりにも多いこともありまして、今後につきましては、この補助金の払い方についても少し検討させていただきながら支出をしていく予定としております。

○議長（渡邊秀雄君） これで質疑を終わります。

これで報告を終わります。

---

日程第5、報告第3号 専決処分の報告について（令和2年度関川村国民健康保険事業特別会計補正予算（第6号））

○議長（渡邊秀雄君） 日程第5、報告第3号 専決処分の報告について（令和2年度関川村国民健康保険事業特別会計補正予算（第6号））を議題とします。

提案理由の説明を求めます。村長。

○村長（加藤 弘君） 報告第3号 専決処分の報告について（令和2年度関川村国民健康保険事業特別会計補正予算（第6号））は、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定に基づき報告するものです。

具体的な内容は、健康福祉課長に説明させます。

○議長（渡邊秀雄君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（佐藤充代君） それでは、専決処分、報告第3号について説明させていただきます。

令和2年度関川村国民健康保険事業特別会計補正予算（第6号）の専決処分でございます。

既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ3,402万9,000円を減額いたしまして、総額を歳入歳出それぞれ5億7,532万1,000円とするものでございます。

補正の内容につきましては205ページからになりますが、内容といたしましては、歳出、207ページの2款1項1目の一般被保険者療養給付費3,000万円の減額に伴いまして、それぞれ財源等の減額をするものでございます。一部、予算の組替えをしてございますけれども、精算によるものでございます。



以上で説明を終わります。

○議長（渡邊秀雄君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） 質疑なしと認めます。

これで報告を終わります。

---

日程第6、報告第4号 専決処分の報告について（令和2年度関川村国民健康保険関川診療所特別会計補正予算（第4号））

○議長（渡邊秀雄君） 日程第6、報告第4号 専決処分の報告について（令和2年度関川村国民健康保険関川診療所特別会計補正予算（第4号））を議題とします。

提案理由の説明を求めます。村長。

○村長（加藤 弘君） 報告第4号 専決処分の報告について（令和2年度関川村国民健康保険関川診療所特別会計補正予算（第4号））は、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定に基づき報告するものです。

具体的な内容について、健康福祉課長に説明させます。

○議長（渡邊秀雄君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（佐藤充代君） それでは、報告第4号 関川村国民健康保険関川診療所特別会計補正予算（第4号）について、専決処分いたしましたので説明させていただきます。

歳入、304ページからご覧いただきたいと思います。

4款1項1目基金の繰入金でございます。当初、340万円の基金からの繰入れを予定しておりましたけれども、事業の実施見込みによりまして、全額基金へ戻入れいたします。

事業勘定繰入金でございますが、2項1目1節でございます。69万1,000円の減額でございます。これにつきましては歳出の306ページ、1款1項1目一般管理費で、診療所の新しい診察室の新設、それから事務室の拡張工事、空気清浄器などの整備をさせていただきましたが、事業費の確定に伴いまして減額をさせていただいております。それによりまして、国保事業勘定繰入金を69万1,000円減額するものでございます。

また、歳入の5款1項1目へ戻っていただきまして、前年度繰越金が確定しておりますので415万4,000円を追加いたしました。それに伴いまして、歳出306ページになりますが、1款1項1目24節で100万円の積立てをさせていただく予定にしております。

以上で説明を終わります。

○議長（渡邊秀雄君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○議長(渡邊秀雄君) 質疑なしと認めます。

これで報告を終わります。

---

日程第7、報告第5号 専決処分の報告について(損害賠償の額の決定)

○議長(渡邊秀雄君) 日程第7、報告第5号 専決処分の報告について(損害賠償の額の決定)を議題とします。

提案理由の説明を求めます。村長。

○村長(加藤 弘君) 報告第5号は、損害賠償の額の決定に伴う専決処分の報告についてでございます。

これは、関川小学校のリース品滅失に伴う損害を賠償するものでございます。地方自治法第180条第1項の規定により専決処分をしましたので、同条第2項の規定に基づき報告をいたします。

詳細を教育課長に説明させます。

○議長(渡邊秀雄君) 教育課長。

○教育課長(渡邊隆久君) それでは、専決処分の報告について説明させていただきます。

リース物件の滅失による損害賠償の額を下記のとおり決定し、和解するものとする。

契約相手方は、新潟市中央区万代四丁目4番20号、日通商事株式会社新潟営業センターでございます。

和解の要旨としまして、本件滅失に関わる損害賠償の額を5,000円とし、関川村は相手方に対し当該賠償金を支払うものとする。

滅失の概要としましては、今ほど村長からもありましたとおり、関川小学校のICT機器リース契約、こちらを平成24年1月4日から当初5年間の契約をしております。その後、毎年1年の継続リースをしております。このたび、パソコン教室のパソコンとインクジェットプリンター、サーバー等の機器の回収をするに当たりまして確認したところ、インクジェットプリンターが滅失しております。調査の結果、平成29年10月頃に故障したためメーカー修理を依頼しましたが、費用がかかるため処分とし取替えを実施しており、今回、契約相手先と協議した結果、賠償額の支払いが必要となったものです。大変申し訳ございませんでした。

以上で、専決処分の報告について説明を終わります。

○議長(渡邊秀雄君) これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。5番、小澤 仁さん。

○5番(小澤 仁君) 5番、小澤です。

物品の滅失ということで、今の教育課長の説明によると、リース物件だということを認識しないまま修理に出したら、買い替えるよりもお金がかかるから修理しないで捨てちゃおうということで捨ててしまったというふうな捉え方でよろしかったですか。

○議長（渡邊秀雄君） 教育課長。

○教育課長（渡邊隆久君） 当時の確認をしましたところ、日通商事のほうにも連絡を取りながら、どのようにするかという協議はしているそうです。

ただし、担当が代わったりしたのために、今回どうするという協議をした結果、損害賠償ということになってしまいました。

○議長（渡邊秀雄君） 5番、小澤さん。

○5番（小澤 仁君） もう一度、同じ質問になります。リースで借りていたという契約の下に、調子が悪くて修理に出したところ、修理費用が思ったよりかかると。リース物件だという認識がないままに処分をしてしまったということではよろしいんですか。

○議長（渡邊秀雄君） 教育課長。

○教育課長（渡邊隆久君） すみません。リース物件という認識はございました。故障してしまったがために、どうしようという協議をさせていただいた結果、その当時は、相手方の担当との話ですと、処分をメーカーのほうを通してするという事になって、その後、繰り返し再契約をしていたんですが、今回引き揚げるときになったら賠償が必要だということになってしまったということです。

○議長（渡邊秀雄君） 3番、鈴木紀夫さん。

○3番（鈴木紀夫君） 今の小澤議員とちょっとかぶるんですけども、このリースというのは、では確認なんですけど保険みたいなものはないという事なんでしょうか。

○議長（渡邊秀雄君） 教育課長。

○教育課長（渡邊隆久君） すみません。ちょっとそこまでは把握しておりません。

○議長（渡邊秀雄君） 9番、伝 信男さん。

○9番（伝 信男君） 9番、伝です。

これは、リース会社と相談しながら修理したという話なんですけれども、リース会社と相談して修理したのであれば、リース会社のほうからの指示で処分したことになるわけでしょう。ということは、リース会社ももうその時点で処分したということは分かっているわけですね。ということになると思うんですけども、何で今さら損害賠償しなきゃならないのかなど。

○議長（渡邊秀雄君） 教育課長。

○教育課長（渡邊隆久君） 私どものほうも、リース会社のほうにはその辺詳しく説明したんですが、どうしても契約上、壊れたものであっても返してもらうと。そのときは壊れたんだということ

で協議したら、処分という方向にはなったんですけども、私どもの勉強不足もあったのかもしれませんが、壊れたものはそのまま返してもらうことになっているという趣旨の説明で、損害賠償がどうしても発生することになってしまいました。

○議長（渡邊秀雄君） 9番、伝さん。

○9番（伝 信男君） じゃあ、修理したのはどこなんですか。リース会社じゃなくて、また別の修理屋を頼んだんですか。

○議長（渡邊秀雄君） 教育課長。

○教育課長（渡邊隆久君） メーカーのほうに問い合わせた、持込みをした結果、メーカーでは買うくらいかかるんでという話の下に、5年間過ぎているリース物件でしたので、同じ金額をかけるよりも新しいプリンターをとということで、当時再購入といいますが、今度は備品として購入したと聞いております。

○議長（渡邊秀雄君） これで質疑を終わります。

これで報告を終わります。

---

日程第8、議案第33号 関川村固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例

○議長（渡邊秀雄君） 日程第8、議案第33号 関川村固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。村長。

○村長（加藤 弘君） 議案第33号は、関川村固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例でございます。

これは、審査申出書及び口頭審理の口述書において押印などを廃止するもので、デジタル化時代を見据えた行政手続における既成制度見直しの一環として行うものでございます。

以上でございます。

○議長（渡邊秀雄君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第33号については、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第33号については委員会付託を省略します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○議長(渡邊秀雄君) 討論なしと認めます。

これより議案第33号を採決します。

お諮りします。本案について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(渡邊秀雄君) ご異議なしと認めます。したがって、議案第33号は原案のとおり可決されました。

---

日程第9、議案第34号 関川村税条例の一部を改正する条例

○議長(渡邊秀雄君) 日程第9、議案第34号 関川村税条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。村長。

○村長(加藤 弘君) 議案第34号は、関川村税条例の一部を改正する条例でございます。

これは、地方税法などの一部改正に伴い改正するものでございます。

詳細は住民税務課長に説明をさせます。

○議長(渡邊秀雄君) 住民税務課長。

○住民税務課長(渡邊浩一君) それでは、議案第34号、関川村税条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

今回の改正は、令和3年3月31日に公布された地方税法等の一部を改正する法律などにより、村の条例を改正するものです。

新旧対照表をご覧ください。

第1条による改正は、令和3年4月1日から適用するものです。

第25条の3の2及び第25条の3の3、第40条の8、第40条の9につきましては、給与所得者の扶養親族申告書、公的年金等受給者の扶養親族申告書及び退職所得申告書について、提出の際に經由すべきものが一定の要件を満たす場合には、これらの申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供できるようにするものでございます。

次に4ページをご覧ください。

第69条の4は、三輪以上の軽自動車の環境性能割について、新たな燃費基準である2030年度燃費基準を用いて税率区分を設定するものです。

次に、附則第9条の2第1項は、令和3年3月31日まで行われた村の計画に基づく中小企業の設備投資に対する措置でございます。今回、令和3年3月31日までということでもありますので、削除

するものでございます。

附則第10条から8ページの附則第14条までは、固定資産税の土地に係る負担調整措置の適用期限を3年間延長し、その上で令和3年度限りの措置として、地価上昇により税額が増額する場合は、令和2年度と同額とするものでございます。

附則第14条の2及び附則第14条の2の2は、三輪以上の軽自動車の環境性能割の税率を1%分軽減する特別措置について、その適用期限を9か月延長しまして、令和3年12月31日まで取得したものを対象とするものでございます。

附則第15条及び附則第15条の2は、令和3年度及び令和4年度に初回車両番号指定を受けた三輪以上の軽自動車で、排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負担の少ないものについて、車両番号指定の翌年度に種別割の税率を軽減するというものでございます。

附則第25条は、新型コロナウイルス感染症などに係る住宅借入金等特別税額控除について、適用期限を令和17年度分まで延長するものでございます。

続いて13ページをご覧ください。

第2条による改正は、令和4年1月1日から施行するもので、セルフメディケーション税制について、適用期限を令和9年度分まで延長するものでございます。

次に、第3条による改正は、令和4年4月1日から施行するもので、法律改正に合わせて項ずれの反映を行うものでございます。

続いて17ページをご覧ください。

第4条による改正は、令和6年1月1日から施行するもので、個人の村民税の非課税の範囲などに係る扶養親族について、年齢16歳未満の者及び控除対象扶養親族に限ることとするものでございます。

説明は以上です。

○議長（渡邊秀雄君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっています議案第34号については、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第34号については委員会付託を省略します。

これより討論を行います。討論はありますか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○議長(渡邊秀雄君) 討論なしと認めます。

これより議案第34号を採決します。

お諮りします。本案について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(渡邊秀雄君) ご異議なしと認めます。したがって、議案第34号は原案のとおり可決されました。

---

日程第10、議案第35号 関川村国民健康保険税条例の一部を改正する条例

○議長(渡邊秀雄君) 日程第10、議案第35号 関川村国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。村長。

○村長(加藤 弘君) 議案第35号は、関川村国民健康保険税条例の一部を改正する条例でございます。

これは、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したことなどによる国民健康保険税の減免措置を、令和3年度においても引き続き行うようにするための改正でございます。

詳細を住民税務課長に説明させます。

○議長(渡邊秀雄君) 住民税務課長。

○住民税務課長(渡邊浩一君) それでは、議案第35号、関川村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

今回の改正は、新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれることなどによる国民健康保険税の減免措置を、令和3年度分においても引き続き行うこととし、令和3年4月1日から適用するものです。

なお、令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に納期限が到来する保険税の減免を行った場合は、国から全額財政支援を受けることができましたが、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に納期限が到来する保険税の減免を行った場合は、保険税の減免総額が市町村調整対象需要額に占める割合に応じて、保険税減免総額の10分の2から10分の8相当額について、国から財政支援を受けられるという予定となっております。

説明は以上です。

○議長(渡邊秀雄君) これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○議長（渡邊秀雄君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっています議案第35号については、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第35号については委員会付託を省略します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） 討論なしと認めます。

これより議案第35号を採決します。

お諮りします。本案について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第35号は原案のとおり可決されました。

---

日程第11、議案第36号 関川村国民健康保険条例の一部を改正する条例

○議長（渡邊秀雄君） 日程第11、議案第36号 関川村国民健康保険条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。村長。

○村長（加藤 弘君） 議案第36号は、関川村国民健康保険条例の一部を改正する条例でございます。

これは、新型インフルエンザ等特別措置法の一部を改正する法律が本年2月に施行されましたことにより、村条例において所要の改正を行うものでございます。

詳細は健康福祉課長に説明をさせます。

○議長（渡邊秀雄君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（佐藤充代君） それでは、議案第36号について説明させていただきます。

1ページをお開きください。

第8条でございますが、新型インフルエンザ等対策特別措置法の改正によりまして、新型コロナウイルス感染症の定義を定めるものでございます。

附則でございますが、この条例は公布の日から施行いたしまして、改正後の第8条の規定は、傷病手当金の支給を始める日が令和2年1月1日から規則で定める日までの間に属する場合に適用するというので、規則では、令和3年6月末までに新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者が、新型コロナウイルス感染症の療養のために労務に服することができない期間につきまして、傷



病手当金を支給することとするものでございます。

国の財源手当てがありまして、令和3年6月末までの期間に対しましては、財政支援が予定されております。

以上です。

○議長（渡邊秀雄君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。9番、伝 信男さん。

○9番（伝 信男君） 9番、伝です。

もうちょっと詳しい説明をお願いしたい部分があるんですけども、括弧書きのところ、病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス、令和2年1月に中華人民共和国というこの国名がこういうふうに入っているんですけども、この辺ちょっと詳しく説明をお願いします。

○議長（渡邊秀雄君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（佐藤充代君） まず、新型インフルエンザ等対策特別措置法の附則第1条の2に、新型コロナウイルスの感染症ということで定義がされておりました。新型インフルエンザ等対策特別措置法の改正によりまして新型コロナウイルス感染症の条項が削除されましたので、新たに新型コロナウイルス感染症につきまして定義をする必要が発生いたしました。それに伴いまして今回の改正をするものでございます。

この新型コロナウイルス感染症の病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス等という文言につきましては、国が定めた基準、感染症の定義となっておりますので、国の定義に合わせて改正するものでございます。

○議長（渡邊秀雄君） 9番、伝さん。

○9番（伝 信男君） 9番、伝です。

ということは、この括弧書きされている部分に関しては、新型コロナウイルス感染症ということで理解してよろしいんですか。はい。

○議長（渡邊秀雄君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第36号については、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第36号については委員会付託を省略します。

これより討論を行います。討論はありますか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） 討論なしと認めます。

これより議案第36号を採決します。

お諮りします。本案について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 議長（渡邊秀雄君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第36号は原案のとおり可決されました。

---

日程第12、議案第37号 関川村介護保険条例の一部を改正する条例

- 議長（渡邊秀雄君） 日程第12、議案第37号 関川村介護保険条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。村長。

- 村長（加藤 弘君） 議案第37号は、関川村介護保険条例の一部を改正する条例でございます。

これは、新型コロナウイルス感染症の影響により介護保険料の減免措置に対する国の財政支援が令和3年度においても行われる予定であることから、村条例において所要の改正を行うものでございます。

詳細は健康福祉課長に説明させます。

- 議長（渡邊秀雄君） 健康福祉課長。

- 健康福祉課長（佐藤充代君） 議案第37号について説明させていただきます。

1 ページ目をお開きください。

附則の改正でございます。

第8条でございますが、新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合等における保険料の減免についてでございます。これにつきましては、令和3年度においても引き続き減免措置を継続するために、令和2年2月1日から令和4年3月31日までの間に納期限が定められている保険料について、減免措置を継続するための改正でございます。

第8条の第1号につきましては、改正前新型インフルエンザ等対策特別措置法の改正によりまして、新型コロナウイルス感染症の定義を定めるために、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律におきまして新型コロナウイルス感染症が定義されておりますので、それに合わせて改正するものでございます。

この保険料の減免の対象となる所得等について計算するためには、第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者としておりましたけれども、以下、主たる生計維持者ということで定義を定めるものでございます。

2 ページ目をお開きください。

第2号につきましても、主たる生計維持者ということで定義を明確化するものでございます。

第2号のイでございますが、主たる生計維持者の合計所得金額ということで、合計所得金額（令第22条の2第1項に規定する合計所得金額をいう）ということで、定義を明確化するものでございます。

附則でございます。この条例は公布の日から施行いたしまして、令和3年4月1日から適用するものでございます。

また、経過措置といたしまして、令和2年度以前の年度分の保険料に対する減免に係る改正後の第8条第1項の規定の適用につきましては、同項第2号イ中「令第22条の2第1項」とあるのは、「健康保険法施行令等の一部を改正する政令第7条の規定による改正前の令第22条の2第1項」とするということで、経過措置を設けてございます。

この保険料の減免につきましては、令和3年度の財政支援がございまして令和3年4月1日から令和4年3月31日における第1号保険料の賦課総額に対しまして、減免見込額の割合に応じまして特別調整交付金により財源手当てされる予定でございます。

以上です。

○議長（渡邊秀雄君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第37号については、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第37号については委員会付託を省略します。

これより討論を行います。討論はありますか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） 討論なしと認めます。

これより議案第37号を採決します。

お諮りします。本案について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第37号は原案のとおり可決されました。

---

日程第13、議案第38号 令和3年度関川村一般会計補正予算（第1号）

○議長（渡邊秀雄君） 日程第13、議案第38号 令和3年度関川村一般会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。村長。

○村長（加藤 弘君） 議案第38号は、令和3年度関川村一般会計補正予算（第1号）でございます。

これは、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、施設や小・中学校の感染予防対策、村内事業所に対する支援や経済対策に係る経費などを補正するものでございます。

詳細は、総務政策課長に説明をさせます。

○議長（渡邊秀雄君） 総務政策課長。

○総務政策課長（野本 誠君） それでは、一般会計補正予算（第1号）でございます。

5,350万円を追加いたしまして、予算総額49億4,350万円とするというものでございます。

今回の補正予算は、新型コロナウイルス感染症対応ということでございまして、別紙の説明書をご準備させていただいております。それによってまず歳出の部分、説明をさせていただきたいと思っております。

まずI番として感染予防対策でございます。①から⑤番までありまして、合計で1,260万円ということでございます。

まず①、ゆうあいの施設改修事業であります。利用者空間が広がるよう施設改修を行うと。そして慢性的なトイレ不足を解消するためトイレの増設を行うということで、690万円の計上でございます。

②と③はエアコンの改修でございまして、換気機能の高い空調設備に改修するということであります。②が光兔こども館、2台で170万円。③が保健センターで、こちらも2台195万円でございます。

④番は小・中学校の手洗い蛇口改修事業ということであります。学校には手洗い場の蛇口がたくさんございます。これらをレバー水栓に交換するということであります。小学校費のほうに88万円、中学校費で77万円、それぞれ計上させていただきました。

⑤番、中学校の修学旅行企画負担金。修学旅行でございしますが、行き先を変更してございます。このことで生じた企画料が、業者さんに負担する必要があります。本来であれば保護者負担となるんですが、これを公費負担とするという予算でございまして。具体的には、東京方面を計画しておりましたが、取りやめということ。その後、宮城県方面に予定を組んだんですが、こちらのほうも感染拡大があるということで、これも取りやめということで、2回取りやめをした経緯がございまして。予算は40万円でございます。

裏面をご覧くださいと思います。

Ⅱ番として村内経済対策でございます。①から③、合計で1,940万円です。

まず1つ目、飲食店応援事業補助金です。2つありまして、まずデリバリーランチ事業、これはこれまで同様でございます。具体的には880円の弁当を500円で買えるということでございまして、その差額の380円を補助するというところでございます。1万食を見込みまして、商工会の事務費30万円を加えまして、予算は410万円でございます。2番目が折詰サービス事業ということであります。村内の仕出し店等から購入いたします仕出しの助成ということで、例えばですが、1,620円の弁当折詰を購入した場合に500円割引いて1,120円で販売するというところであります。この安くする500円分を補助するというところでございます。5,000食を見込みまして、商工会事務費30万円を加えて予算は280万円でございます。

次、②番といたしましては、事業所等継続支援補助金であります。コロナ禍で売上げが減少いたしました国県の支援金を受給する事業者に対して、村で上乗せの助成を行うというものでございます。国の一時支援金を受給される事業所、15万円を上乗せするというところであります。10件の見込みです。県の事業継続支援金、こちらのほうを受給される事業所さんには10万円を上乗せするというところで、10件の見込みであります。合わせて250万円の予算計上でございます。

③は、宿泊促進事業補助金ということでございます。温泉旅館の需要喚起ということで、お一人2,000円を割引します。そこにプラスで、村内で使える商品券も差し上げるということで、1人当たり3,000円、それを3,000名分用意するというところで、予算900万円に商工会の事務費を加えまして予算1,000万円を計上させていただきました。

表面と裏面を足しますと3,200万円ということでございます。

続いて予算書に戻っていただきまして、10ページをお開きいただきたいと思います。

新型コロナウイルス感染以外の予算が1つございます。それが10ページの5款農林水産業費1項農業費でございます。18節の補助金でございますけれども、強い農業・担い手づくり総合支援交付金、こちらのほうは大雪でビニールハウスの被害を受けた農家さんがおられます。これに対する再建あるいは撤去費の補助ということであります。2分の1の補助です。財源は国が10分の3、県が10分の1、村が10分の1ということでございます。対象は3戸4件でございます。

それから、農林水産業総合振興事業補助金、1,850万円でございます。こちらのほうは養鶏事業所への補助でございまして、鶏のケージの設置費用の補助でございます。補助率は2分の1でございまして、県のトンネル補助でございます。

続いて7ページをお開き願います。今回の補正の財源でございます歳入です。

まず、14款国庫支出金国庫補助金ということで、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金で3,200万円。

それから15款県支出金であります、こちらが農業者への補助金でありまして、ビニールハウスの補助が、強い農業・担い手づくり総合支援交付金240万円、鶏のケージのほうは、農林水産業総合振興事業県補助金で1,850万円でございます。

18款の繰入金でございますけれども、こちらは財政調整基金の繰入れで60万円。これにつきましては、今回の補正で生じます一般財源分でありまして、令和2年度からの繰越金がまだはっきりしていない状態でございますので、このたびの補正につきましては、財政調整基金の繰入れで予算計上させていただいたということでございます。

説明は以上でございます。

○議長（渡邊秀雄君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。6番、加藤和泰さん。

○6番（加藤和泰君） 6番、加藤です。

説明書に基づいてお聞きしたいと思います。

⑤番、中学校の修学旅行企画負担金ということで、東京方面、宮城県方面2回取りやめましたということございました。その後、結果的にどこかに行き先を変更して実施されたのかお聞きします。

○議長（渡邊秀雄君） 教育課長。

○教育課長（渡邊隆久君） 2回の中止を経まして、3回目に県内のほうに修学旅行を実施しております。期日は令和3年4月14日から15日で、内容としましては、1日目に県内のそういう見る場所へ行って、戻ってきて関川村内の旅館に泊まって、2日目にまた県内のほうに修学旅行ということで実施しております。

以上です。

○議長（渡邊秀雄君） 6番、加藤さん。

○6番（加藤和泰君） 中学校の修学旅行、通常であれば東京方面ということなんでしょうけれども、これで2年間続けて、去年は実施できなかったかと思ったんですけれども、そうすると次に向けては何か、どのような考えを持って進めておられるかお聞きします。

○議長（渡邊秀雄君） 教育長。

○教育長（佐藤修一君） お答えします。

修学旅行については、学校の意向ももちろんですが、保護者や生徒等とも相談しながら進めております。今回、昨年の中止あるいは今年度も変更ということになった裏には、保護者のコロナ感染に対する心配度が非常に高いということがありました。ですので、十分にまた相互に相談しながら、またそれと業者とよく契約内容等を確認しながら進めるように指導したいと思います。

以上です。

○議長（渡邊秀雄君） 6番、加藤さん。

○6番（加藤和泰君） 中学校の修学旅行については、この先コロナ感染の状況がどういうふうになっていくかで、何とも、誰にも分からないことだと思うんですけども、想像するに、もしかすると次の春も多少の、また東京都というのは本当に人口の多いところでありますので、その辺に向けたことが本当に保護者の理解の得ながらできるかというのは、なかなか難しいことも推測されますので、余計な、何ていうんでしょう、取消し料金であったり企画変更の手数料がかからないような段階で、早期にやっぱり保護者を交えて、行き先を今回のように県内に絞り込むだとか、こういったことを考えていくことが必要だと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（渡邊秀雄君） 教育長。

○教育長（佐藤修一君） そのとおりだと思いますが、なお、3年に入ってすぐの修学旅行ですので、1年の段階で行き先方面を決めているということで、今回はなかなか対応が難しかったわけですが、既に今の2年生についても行き先は決まっていると思います。今度入ってきた1年生については、今おっしゃるとおりコロナの状況を見ながら行き先を決定するように指導したいと思います。

○議長（渡邊秀雄君） 6番、加藤さん。

○6番（加藤和泰君） 説明はごもっともであるんですけども、今の2年生の修学旅行については、まずおおむね1年ぐらいの猶予期間があるかと思います。旅行業法的に考えても、旅行業約款に照らし合わせても、そうそう早く取消し料がかかるものではないですので、いかにリスクを負わないような修学旅行を設計していくかというのは、これはやっぱり教育者の責任もあろうかと思うますので、どうしても保護者の方、東京に子供をやりたいというお話とはならないと思うんですね。ですので、やっぱり早い段階でそういった検討、今回のような県内であったりとかですね。どこが安全だという保証はないわけでありますけれども、あくまでも保護者の方に理解を得ながら、どういう方向性があるのかというのは早期に検討していただくほうがよろしいかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（渡邊秀雄君） 教育長。

○教育長（佐藤修一君） そのとおりだと思います。

なお、私もちょっと不勉強ではっきり言えないんですが、そのキャンセル料とこの企画料負担と

というのは同じものなのかどうか。ですので、早期に企画を変えたとした場合にこの企画料の負担が発生するのかもしれないのか、その辺も研究して、場合によれば、いつ変更したとしても、企画を変更するのであれば取られるということはあるかもしれません。

いずれにしても、安全・安心で充実した修学旅行が大事ですので、十分保護者、生徒、学校が納得した上で修学旅行先を決めるように指導したいと思います。

○議長（渡邊秀雄君） 3番、鈴木さん。

○3番（鈴木紀夫君） 同じく会議資料のほうの感染予防対策の①ゆうあい施設改修工事費なんですが、当初予算において、3室の住居スペースを壊して1つの大きな広いスペースを作るということでしたが、これは、あれとはまた違うところにスペースを作るということなんでしょうか。

○議長（渡邊秀雄君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（佐藤充代君） 当初予算の説明のときに説明をさせていただきました。当初予算のときには工事費については計上しておりませんで、当初予算で計上させていただいたときには、正面玄関を入れて右側の畳の部屋の畳の部分をフローリングに改修するというので予算計上させていただいております。設計委託のほうで、これから令和3年度中に居住部門の3室の壁を取り払って1つの広い部屋にするということでトイレの増設等について予定しているという説明をさせていただいております。

今回の690万円の施設の改修工事につきましては、説明させていただいているとおり、居室3部屋の壁を取り払いまして広くするということとトイレの増設について、それから一部廊下を挟んで機能訓練室というところがあるんですけども、そこに物置を設置します。追加となっている部分につきましては、廊下を挟んでもう1か所トイレを2つ増設するという内容が含まれております。

○議長（渡邊秀雄君） 3番、鈴木さん。

○3番（鈴木紀夫君） もう一つ、同じく②、③の換気性能の高い空調設備なんですけど、これは外気導入式とかそういった意味のエアコンなんでしょうか、これ。

○議長（渡邊秀雄君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（佐藤充代君） 換気機能付きのエアコンというのがございまして、そのエアコンの設置を予定しております。

以上です。

○議長（渡邊秀雄君） 4番、伊藤敏哉さん。

○4番（伊藤敏哉君） 4番、伊藤です。

説明資料の2ページの経済対策、デリバリーランチに加えまして、2番の折詰サービス事業というのが新規に始められるということでございましたが、私どもの集落の事例を申し上げますと、実は3月の集落の総会のときにはデリバリーランチ事業を使わせていただきまして、懇親会はやらな



かったんですけれども出席者に折を配ったというようなことございまして、近隣の集落を聞きますと、懇親会もやらない、そういう折詰も配らないというような集落も多いように聞いておりますので、今回この折詰というのを取り入れていただければ、恐らく集落では皆予算は組んでいると思いますので、飲み会をやらないにしても集落の皆さんに配付しようかというような流れというか誘因にはなると思いますので、ぜひ、区長会議とかコミュニティの総会ですとか、そういう会議の際に村サイドからぜひPRしていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（渡邊秀雄君） 観光地域政策室長。

○観光地域政策室長（大島祐治君） 今ほどのご質問でございますが、私どものほうからのPRももちろんでございますし、各飲食店のほうからも独自にPRをすることで、この制度をうまく利用していただきたいと考えております。

以上です。

○議長（渡邊秀雄君） 6番、加藤さん。

○6番（加藤和泰君） 6番、加藤です。

村内経済対策の③番でお聞きします。宿泊促進事業補助金ということで、実施期間と、あわせて県民のみを対象とするのか、それとも全国的に宿泊……ではまず、実施期間からお聞きします。

○議長（渡邊秀雄君） 観光地域政策室長。

○観光地域政策室長（大島祐治君） 今ほどのご質問でございますが、期間については令和3年9月30日までを期間として現在設定をさせていただいております。

○議長（渡邊秀雄君） 6番、加藤さん。

○6番（加藤和泰君） 続きまして、新潟県民のみを対象に実施する予定か、それとも全国的にお客さんを迎え入れるという制度設計にするのかをお聞きします。

○議長（渡邊秀雄君） 観光地域政策室長。

○観光地域政策室長（大島祐治君） 予算をお願いする段階では、全国的に広く募集をする予定でございました。しかし、今現状のこの感染拡大を見ますと、その辺についても再度検討した上でこの事業については実施していかなければいけないということで、商工会のほうとまた協議をさせていただきたいと考えております。

○議長（渡邊秀雄君） 6番、加藤さん。

○6番（加藤和泰君） 仮に、新潟県民の方については、現在キャンペーン中の「泊まっ得！にいがた県民割キャンペーン」と併用可能かと、それから今後、県のほうで5月10日以降ぐらいでしょうか、今度は「使っ得！にいがた県民割キャンペーン」5,000円補助でしょうか、これが5月10日以降ということを目指している、ちょっと今感染状況を見て分かりませんが、それらと一緒に使えるという考えでよろしいでしょうか。

○議長（渡邊秀雄君） 観光地域政策室長。

○観光地域政策室長（大島祐治君） この制度につきましては、併用でお客様に得をしていただくというような格好で検討をさせていただいておりますし、実施の予定でございます。

○議長（渡邊秀雄君） 8番、平田 広さん。

○8番（平田 広君） 私は、コロナの関係は100%補助ということでいいんですけども、10ページの関係、ちょっと教えてください。強い農業・担い手づくり総合支援交付金ということで、ハウスの被害、4件ほどあったようですけれども、これは補助対象が4件で、ほかにもっと被害がなかったのかな。結構あったような気がしたんですけれども、いかがでしょう。その辺、ちょっと教えてください。

○議長（渡邊秀雄君） 農林課長。

○農林課長（富樫吉栄君） ただいまのご質問でございますが、申請に至ったのは申請者3名で被害棟数は4件ということでございますが、そのほかにもございました。総数といたしましては、被害総数20戸で、全部で28件ございました。そのうち、畜産農家4戸で9件ございました。ビニールハウスは、そのうち11棟ございました。

以上でございます。

○議長（渡邊秀雄君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第38号については、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第38号については委員会付託を省略します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） 討論なしと認めます。

これより議案第38号を採決します。

お諮りします。本案について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第38号は原案のとおり可決されました。

休憩します。11時30分までお願いします。

午前11時16分 休憩

午前11時30分 再開

○議長（渡邊秀雄君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

---

日程第14、議案第39号 令和3年度関川村国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

○議長（渡邊秀雄君） 日程第14、議案第39号 令和3年度関川村国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。村長。

○村長（加藤 弘君） 議案第39号は、令和3年度関川村国民健康保険事業特別会計補正予算でございます。

具体的な内容について、健康福祉課長に説明させます。

○議長（渡邊秀雄君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（佐藤充代君） 議案第39号について説明させていただきます。

令和3年度関川村の国民健康保険事業特別会計の補正予算（第1号）は、第1条でございますが、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ100万円を追加いたしまして、総額を6億3,820万円とするものでございます。

205ページをお開きください。

4款1項1目保険給付費等交付金でございます。特別交付金100万円の追加でございます。先ほど、傷病手当金の支給に関する条例につきまして議決をいただきました。それにつきまして、傷病手当金に関する、概算でございますけれども、206ページの歳出2款6項1目18節の負担金補助及び交付金で、傷病手当金100万円を追加するものでございます。

傷病手当金につきましては、新型コロナウイルス感染症の療養のために労務に服することができない期間における手当として支給するものでございます。対象期間といたしましては、令和3年6月までの間に感染した場合に限っております。これは、国の財源措置と合わせてございます。支給額につきましては、1日当たり直近の継続した3か月間の給与収入の合計額を就労日数で割り返しまして、その3分の2掛ける支給対象となる日数について支給するものでございます。なお、入院が継続した場合は最長1年6か月まで支給ということでございます。また、月額の上限も設けておまして、標準報酬月額等級の最高等級を超える場合は、その金額までということでございます。

以上です。

○議長（渡邊秀雄君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。5番、小澤 仁さん。

○5番（小澤 仁君） 今ほどの健康福祉課長の説明ですと、予算措置ということで、これから出てくるときのための予算だというお話ではあったんですけども、現在、これに該当可能性のあるところの情報というのがありますか。

○議長（渡邊秀雄君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（佐藤充代君） 今現在は、感染者の状況につきましては、今のところこの傷病手当金を支給する者についてはございません。

以上です。

○議長（渡邊秀雄君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第39号については、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第39号については委員会付託を省略します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） 討論なしと認めます。

これより議案第39号を採決します。

お諮りします。本案について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第39号は原案のとおり可決されました。

---

日程第15、議案第40号 令和3年度関川村国民健康保険関川診療所特別会計補正予算（第1号）

○議長（渡邊秀雄君） 日程第15、議案第40号 令和3年度関川村国民健康保険関川診療所特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。村長。

○村長（加藤 弘君） 議案第40号は、令和3年度関川村国民健康保険関川診療所特別会計補正予算（第1号）でございます。

具体的な内容について、健康福祉課長に説明させます。

○議長（渡邊秀雄君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（佐藤充代君） 議案第40号について説明させていただきます。

令和3年度関川村の国民健康保険関川診療所特別会計の補正予算（第1号）についてございま

す。

歳入歳出予算の総額にそれぞれ470万円を追加いたしまして、予算の総額を9,080万円とするものでございます。

304ページをお開きください。このたびの、新型コロナウイルスワクチン接種に係る経費について補正をさせていただくものでございます。

1款1項1目診療収入でございますが、ワクチン接種の時間帯を設けることによりまして一般の診療時間が短くなるために、診療報酬の減額を見込んでおります。患者様には、長期投与等によりまして迷惑をかけないようにする予定でございますけれども、診療収入につきましては、まずどのくらい影響が出るかというのが見込めませんので、減額をさせていただくものでございます。

4款1項1目の基金繰入金についてでございます。この次に出てまいりますワクチン接種の関係等によりまして経費がかかってまいりますので、基金の繰入金370万円を予定しております。

7款1項1目受託事業収入でございますが、一般会計からの新型コロナワクチン接種費用につきまして、1人2,070円、プラス、消費税、掛ける、16歳以上の人数ということで約500万円ほど見込んでおります。

また、ワクチン接種の体制確保対策事業ということで、診療所をワクチン接種の会場といたします。その準備に係る経費につきまして一般会計から200万円ほど収入する予定でございます。これにつきましては、国からの補助と負担金で賄うものでございます。

306ページ、歳出でございます。

1款1項1目一般管理費に434万6,000円を追加するものです。

1節の報酬につきましては、ワクチン接種に係る看護師、それから一般の事務ということで、一般事務につきましては年度末まで、看護師等につきましては9月末までということで、281万4,000円を追加するものでございます。

8節の旅費につきましては、通勤手当でございます。

10節の消耗品38万円につきましては、ワクチン接種、それから診療所の業務に当たります職員、看護師等の白衣の購入費でございます。

11節役務費につきましては、手数料38万9,000円でございますが、白衣等のクリーニング代ということで計上させていただいております。

12節委託料につきましては、廃棄物処理委託料24万2,000円、諸作業委託料ということで39万

9,000円の追加でございます。ワクチン接種に係る針とかシリンジ等、産業廃棄物ということで手数料がかかります。その経費について追加させていただいております。諸作業委託ということで、会場設営等に係るシルバー委託等に係る経費について計上してございます。

307ページ、2款1項1目の医業費でございますが、これにつきましても、ワクチン接種に係る消毒用のアルコール綿、それから消毒剤など、消耗品14万9,000円につきましては舌圧子ということで、先生が必要とする器具ということで購入させていただくものです。

以上です。

○議長（渡邊秀雄君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。3番、鈴木紀夫さん。

○3番（鈴木紀夫君） 一般管理費の会計年度任用職員報酬なんですが、今年いっぱい、今年度いっぱいでしょうか。

○議長（渡邊秀雄君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（佐藤充代君） ワクチン接種に従事していただく看護師につきましては、今のところ9月末までということで予算計上させていただいております。

事務1人分につきましては、年度末まで計上させていただいております。

以上です。

○議長（渡邊秀雄君） 3番、鈴木さん。

○3番（鈴木紀夫君） では、9月末までに2回目の接種を全員ができるということで計画されているのでしょうか。

○議長（渡邊秀雄君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（佐藤充代君） 国からのワクチンの入荷といいますか、配分状況にもよりますけれども、16歳以上の村民がワクチン接種2回目終わるまでということで、一応9月末と見込んでおります。

以上です。

○議長（渡邊秀雄君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第40号については、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第40号については委員会付託を省略します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○議長(渡邊秀雄君) 討論なしと認めます。

これより議案第40号を採決します。

お諮りします。本案について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(渡邊秀雄君) ご異議なしと認めます。したがって、議案第40号は原案のとおり可決されました。

---

○議長(渡邊秀雄君) 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

大変ご苦労さまでした。

午前11時41分 散 会